

大和市監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年4月27日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 消防本部・消防署
- 3 監査対象期間 平成31年4月～令和2年3月
- 4 監査年月日 令和2年4月27日
- 5 監査の方法 この監査は、消防本部・消防署（消防総務課、警防課、救急救命課、予防課、指令課、消防署）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (7) つり銭・領収印の管理に関する事務
 - (8) 消防団員の公務災害補償費・退職報償金支給に関する事務
 - (9) 被服等貸与品貸与に関する事務
 - (10) 危険物に係る手数料徴収に関する事務
- 6 主な着眼点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(予防課)

危険物に係る手数料徴収に関する事務において、納入者を誤っているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。